

新型コロナウイルス感染拡大防止への協力要請について

本県においては、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による医療提供体制のひっ迫を回避するとともに、コロナ禍からの社会経済活動の回復を更に進めていくため、引き続き感染防止対策を講じていく必要があります。

このため、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、令和5年3月31日までの間、次のとおり協力を要請します。

なお、要請の期間や内容については、今後の感染状況等により変更する場合があります。

令和4年5月27日（令和4年6月1日適用）

（令和5年2月1日改訂）

山梨県知事 長崎 幸太郎

1 全ての山梨県民の皆様へ

（1）ワクチン接種

① 新型コロナウイルス感染症からご自身を守るため、また周りの大切な方々を守るため、健康上の理由等により、ワクチン接種を受けられない方を除き、ワクチン接種を推奨しますので、積極的にご検討をお願いします。

なお、季節性インフルエンザとの同時流行が懸念されているため、インフルエンザワクチンの接種についても、ご検討ください。

特に、65歳以上の方などの定期接種対象者で接種を希望される方は、早めに接種していただくよう、ご検討をお願いします。

② 1・2回目接種を完了した12歳以上の方で、最終接種から3ヶ月を経過した方は、早期の接種を推奨しますので、積極的にご検討をお願いします。

③ 生後6ヶ月以上の乳児、幼児、児童、生徒の保護者の方は、かかりつけの医師などと相談しながら、お子様のワクチン接種について、積極的にご検討をお願いします。

④ 事業者の皆様におかれましては、健康上の理由等によりワクチン接種を受けられない方を除き、ワクチン未接種の従業員等に対し、ワクチン接種の必要性をしっかりと説明し、できる限り接種を受けていただくよう勧奨するとともに、休暇の取得など勤務環境の配慮をお願いします。

なお、健康上の理由等により接種を受けられない従業員等が不利益となる扱いを受けないよう配慮をお願いします。

⑤ 学校等関係者の皆様におかれましては、健康上の理由等によりワクチン接種

を受けられない方を除き、ワクチン未接種の生後6ヶ月以上の乳児、幼児、児童、生徒の保護者に対し、ワクチン接種の必要性を説明し、保護者の理解を得た上で接種を受けていただくよう、また大学等においては、学生等に対して早期に接種を受けていただくよう勧奨してください。

なお、健康上の理由等により接種を受けられない乳児、幼児、児童、生徒に対して、差別やいじめなどが起きることのないよう配慮をお願いします。

(2) 日常生活における感染防止対策

- ① 日常生活を営むに当たり、身体的距離の確保、不織布マスクの着用（別紙1参照）、手洗いや手指消毒などの基本的な感染防止対策を徹底するとともに、十分な換気（30分間に1回程度）を行ってください。
特に気温の低下に伴う暖房使用により、換気がおろそかになりがちなため、定期的な換気に留意してください。
- ② 「三つの密」（①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集場所（多くの人が密集している）、③密接場面（互いに手を伸ばしたら手が届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件をいう）を回避するとともに、基本的な感染防止対策が行われていない施設の利用を控えてください。
- ③ 発熱の有無に関わらず、喉の痛みや咳など、少しでも体調が悪い場合には、外出を控え、平日の日中にかかりつけ医や医療機関を受診してください。
- ④ 発熱等の症状はないものの、感染の不安を感じる県内在住の方は、県が行う無料検査事業を活用してください。
- ⑤ 各家庭においては、新型コロナウイルスに感染した場合に備え、抗原検査キットや市販の解熱剤・咳止めなどの薬、手指消毒用アルコール、不織布マスク及び食料などの準備をお願いします。
- ⑥ 会食に際しては、基本的な感染防止対策が行われていない施設の利用は避け、事業者が行う感染防止対策が山梨県が示す基準に適合しているものとして認証する制度（以下、「やまなしグリーン・ゾーン認証制度」という。）により認証を受けた施設を利用するとともに、当該施設が定める利用時間などの感染防止ルールを厳守してください。

2 事業者の皆様へ

(1) 事業所等における基本的な感染防止対策

- ① 各施設、事業所等においては、県のひな形を参考に作成した行動規範の遵守を徹底してください。
- ② 適切な感染防止対策の徹底を要請する別紙2に掲げる施設の管理者は、速やかにやまなしグリーン・ゾーン認証を受けてください。
- ③ 各施設、事業所等においては、別紙3に示す適切な感染防止対策に加え、

業種別のガイドラインに基づく適切な感染防止対策を講じてください。

(2) 人の集まりを減らす取り組みや効果的な換気の徹底

- ① 在宅勤務（テレワーク）や時差出勤、休暇の積極的な取得など、人との接触を低減する取り組みを一層実施してください。
- ② 従業員等が体調不良の申し出をしやすい環境づくりや体調不良の従業員等は早期に帰宅させるなど「広げない」ための対策をしてください。
- ③ 換気については、令和4年7月14日のコロナ分科会提言「感染拡大防止のための効果的な換気について」を踏まえ、エアロゾル感染に対応した屋内の効果的な換気等を実施してください。

https://corona.go.jp/emergency/pdf/kanki_teigen_2220719.pdf



(3) 高齢者施設、障害者施設、児童福祉施設等における感染防止対策

- ① 入所者等利用者が、発熱の有無に関わらず、喉の痛みや咳など、少しでも体調が悪い場合には、他の入所者等と接触を避け、できる限り早く医療機関を受診するようにしてください。また、通所において施設を利用する者については、家庭での健康観察において同様に少しでも体調が悪い場合には、利用を控え、医療機関を受診するよう家族等への周知を徹底してください。
- ② 施設職員等（③の職員等を除く。）について、前回のワクチン接種から3ヶ月以内の場合は週1回、その他の場合は週2回のPCR検査を実施してください。
- ③ 高齢者施設・障害者施設の通所系・訪問系事業所の職員等においては、集中的検査として、週3回の抗原定性検査を実施してください。
- ④ 発熱の有無に関わらず、喉の痛みや咳など、少しでも体調が悪い施設職員等が出た場合には、速やかにかかりつけ医や医療機関を受診するよう勧奨するとともに、休暇の取得など勤務環境の配慮をお願いします。
- ⑤ 施設職員等の家族で少しでも体調が悪い方が出た場合には、施設で保管する抗原定性検査キット等により、施設職員等に対し速やかに検査を実施してください。

(4) イベント等の開催における感染防止対策

イベント等の開催については、県が別途示した目安（※）のとおりとし、感染拡大のリスクへの対応が整わない場合には中止又は延期してください。

※5,000人超かつ収容率50%超のイベント等の開催については個別協議とする。

https://www.pref.yamanashi.jp/koucho/coronavirus/info_coronavirus_emergencymeasures12.html



3 学校関係者の皆様へ

学校教育活動等については、基本的な感染防止対策に加え、特にエアロゾル感染に対応した屋内の効果的な換気等を行った上で実施するとともに、特に部活動等については、次の事項を実施するよう要請します。

- ① 中学校、高等学校及び特別支援学校における部活動は、県が別途示すガイドライン等に沿って実施してください。運動時におけるマスクの着用は生徒の健康を最優先にし、県が別途部活動ごとに示す運動時における感染防止対策例等を参考にしながら、必要最小限となるよう状況に応じて工夫してください。
- ② 大学等における部活動や課外活動を行うに当たっては、従来からの感染防止対策に加え、マスクを外した状態での接触や大声を避けるなど、感染リスクの低減に繋がる取り組みを実施してください。

4 小学校関係者の皆様へ

- ① 学校設置者の皆様におかれましては、5歳から11歳までの方のワクチン接種が努力義務になっていることを踏まえ、所管する小学校が県と協力して、ワクチン接種の必要性について保護者に説明する機会を設けることについて御配意をお願いします。
- ② 小学校の校長の皆様におかれましては、県と協力して、ワクチン接種の必要性を、保護者に説明する機会を設けることについて御協力をお願いします。

5 市町村長の皆様へ

市町村の区域内の住民及び事業者に対し、基本的な感染防止対策の徹底を呼びかけるとともに、次の事項を実施するよう要請します。

- ① 市町村の区域内の住民に対し、基本的な感染防止対策が行われていない施設の利用自粛を呼びかけてください。

特に、会食に際しては、やまなしグリーン・ゾーン認証制度により山梨県が感染防止対策を認証した施設の利用とともに、当該施設が定める感染防止ルー

ルの厳守を求めてください。

- ② 市町村の区域内の住民に対し、新型コロナウイルスに感染した場合に備え、
抗原検査キットや市販の解熱剤・咳止めなどの薬、手指消毒用アルコール、不
織布マスク及び食料などの準備の呼びかけをお願いします。

別紙1 マスク着用の考え方及び就学前児の取扱いについて

マスク着用については、次の考え方に基づき、取り扱いをお願いします。
なお、本人の意に反してマスクの着脱を無理強いすることのないようお願いします。

○ マスク着用の考え方

	身体的距離（※）が確保できる ※2m以上を目安		身体的距離が確保できない	
	屋内（注）	屋外	屋内（注）	屋外
会話をを行う	着用を推奨する (十分な換気など 感染防止対策を講じている場合は外すことも可)	着用の必要はない	着用を推奨する	着用を推奨する
会話をほとんど行わない	着用の必要はない	着用の必要はない（事例①）	着用を推奨する（事例③）	着用の必要はない（事例②）

（注）外気の流入が妨げられる、建物の中、地下街、公共交通機関の中など

※夏場については、熱中症防止の観点から、屋外の「着用の必要はない」場面で、マスクを外すことを推奨。

※お年寄りと会う時や病院に行く時などハイリスク者と接する場合にはマスクを着用する。

事例①

- ・ランニングなど離れて行う運動
- ・鬼ごっこなど密にならない外遊び

事例②

- ・徒歩での運動など、屋外で人とすれ違うような場合

事例③

- ・通勤電車の中

○ 小学校就学前の児童のマスク着用について

- ・2歳未満（乳幼児）は、マスク着用の推奨は行わない。
- ・2歳以上は、保育所等では、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には求めない。なお、施設内に感染者が生じている場合などにおいて、施設管理者等の判断により、可能な範囲で、マスクの着用を求めるることは考えられる。

別紙2 適切な感染防止対策の徹底を要請する施設

施設の種類
(ア) 劇場等
(イ) 集会・展示施設
(ウ) 大規模集客施設及びそれに類すると認められる施設 ※ 生活必需物資の小売関係等以外の店舗や、生活必需サービス以外のサービスを提供する施設（観光施設等を含む。）で、床面積の合計が 1,000 m ² を超えるものに限る。
(エ) 宿泊施設
(オ) 運動施設（屋内）
(カ) 遊技施設
(キ) 遊興施設
(ク) 学習塾等 ※ 床面積の合計が 1,000 m ² を超えるものに限る。
(ケ) 飲食店等

別紙3 適切な感染防止対策

目的	具体的な取組例
発熱者等の施設への入場防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員等の検温・体調確認を行い、発熱や風邪症状（※）がある従業員等の出勤を停止 ※ 例えば、平熱より1度以上高い発熱、軽度であっても咳や喉の痛み、嘔吐・下痢等の症状、熱が下がった後のしばらくの間 ・来訪者の検温・体調確認を行い、発熱や風邪症状（※）がある来訪者の入場を制限
3つの「密」（密閉・密集・密接）を回避した施設利用	<ul style="list-style-type: none"> ・2つの方向の窓や扉を開けるなど、新鮮な空気を取り込むための換気 ・立ち位置の表示などによる列の間隔の確保 ・テレビ会議やWeb会議などの活用
飛沫感染、エアロゾル感染、接触感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・従業員等のマスク着用、手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行、効果的な換気の実施 ・来訪者のマスク着用、入店時等における手指の消毒、咳エチケット、手洗いの励行 ・不特定多数の人が触る箇所など、施設内の定期的な消毒 ・各施設、事業所内での飲食時や喫煙時の感染対策
移動時における感染の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅勤務（テレワーク）や時差出勤の推進 ・居場所の切り替わり時（休憩室、更衣室、喫煙室等）に感染リスクが高まることへの注意喚起 ・複数人数での移動時における車内でのマスク着用
委託業者等も含めた感染防止	・清掃、人材派遣等の委託業者も含めた感染対策の実施